

京都府建築物耐震改修促進計画(平成28~37年度)の概要

社会的背景等

南海トラフ地震の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が現実視
建築物の耐震化を加速するため、施策の推進は喫緊の課題

H25改正耐震改修促進法により、耐震化促進のための規制強化・支援措置の拡充

策定方針

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させる。

計画の概要

耐震化の現状と目標

住宅

現状 (H27年)

○耐震性を満たす住宅	83%
(平成27年目標の耐震化率 90%)	
住宅総数	113万戸
木造住宅(戸建・長屋)	60万戸
(耐震性不足住宅)	17万戸
共同住宅等	53万戸
(耐震性不足住宅)	2万戸

目標

目標 (目標年次: H37)

○住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅<減災化住宅>	97%
○うち耐震性を満たす住宅	95%
住宅総数	113万戸
木造住宅(戸建・長屋)	58万戸
(耐震性不足住宅)	5万戸
共同住宅等	55万戸
(耐震性不足住宅)	1万戸

多数の者が利用する建築物

目標

甚大な被害が想定される大規模建築物の他、防災上、耐震化の必要な建築物について効率的効果的に耐震化を促進

公共建築物等

目標

公共の防災拠点施設は速やかに耐震化を図り、病院等の公共性の高い民間施設についても耐震化を促進

公共の防災拠点施設の耐震化率

・目標 90% (平成31年度)
・現状 88.5% (平成27年3月)
参考 庁舎67.4%、文教施設96.0%

耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項

- 住宅に関する施策
 - ・地震から府民の命を守るため、住宅の減災に向けた総合的な取り組みを推進
 - ・住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修、簡易改修に加えて、耐震シェルターの設置について市町村と連携し推進
 - ・家具の転倒防止等地震に備えた取り組みを広く実施し、住宅の減災化を推進
 - ・空家施策や他の住宅施策及びリフォーム工事に併せた耐震化工事の誘導
 - ・木造住宅耐震診断士の養成を図るほか、新耐震基準住宅の安全性の向上を啓発
- 多数の者が利用する建築物に関する施策
 - ・大規模建築物や避難施設に活用されるホテル・旅館の耐震化を計画的に促進
 - ・エレベーター等の防災対策、天井の落下対策等地震に備えた安全対策を促進
- 公共性の高い建築物に関する施策
 - ・第二次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、早急に耐震化を促進

啓発及び知識の普及に関する事項

- ・地震ハザードマップの被害想定を周知し、耐震化のきっかけとなるよう啓発
- ・セミナーや講習会の開催や町内会等と連携した出前講座等により耐震化を啓発

耐震改修促進法による指導等に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物等、建築物の用途・規模に応じ所有者に指導等を実施

建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

- ・本計画と整合を図り、市町村耐震改修促進計画の改定を行うよう誘導